

# 農地の参考貸借料

平成21年の農地法改正により標準小作料制度が廃止され、農業委員会による実勢賃借料の情報提供が義務化されました。地域での混乱も想定されることから、当分の間、農業委員会が自主的に「参考賃借料」を示すよう農林水産省より指示がありましたので、お知らせします。

令和4年4月～令和5年3月までに締結(公告)された賃借料の金額は以下のとおりです。

## 名寄地区

※10a単価:円

田				
最高額	最低額	平均額	対象筆数	データ数
9,000	1,000	7,477	33	8

  

畑				
最高額	最低額	平均額	対象筆数	データ数
3,000	1,000	1,550	69	10

## 智恵文地区

※10a単価:円

田				
最高額	最低額	平均額	対象筆数	データ数
5,000	4,000	4,167	15	6

  

畑				
最高額	最低額	平均額	対象筆数	データ数
5,000	770	2,606	137	21

## 風連地区

※10a単価:円

田				
最高額	最低額	平均額	対象筆数	データ数
12,000	2,000	9,050	79	20

  

畑				
最高額	最低額	平均額	対象筆数	データ数
3,000	500	1,786	21	7

※特殊な事情等により、平均的な価格と比較して、著しく高額又は低額な賃借料は、データ集計から除いております。

